

第 1 章

検査所の概要

1 名称及び所在地

名 称 岡山県食肉衛生検査所
所在地 岡山県津山市国分寺 120 - 1
電 話 0868 - 26 - 0202
F a x 0868 - 26 - 6459

2 沿革

昭和 45 年 4 月 岡山県営食肉地方卸売市場（岡山県営と畜場）内に食肉衛生検査所を、津山市と畜場内に食肉衛生検査所津山駐在所を設置し、従来保健所で行っていたと畜検査業務を集約。

昭和 51 年 8 月 岡山県営食肉地方卸売市場総合庁舎落成に伴い、庁舎 3 階に食肉衛生検査所を移転。

昭和 54 年 1 月 津山市食肉処理センター（旧津山市と畜場）管理棟落成に伴い、棟内 2 階に津山駐在所を移転。

平成 6 年 4 月 岡山市の保健所政令市移行に伴い、岡山市内のと畜検査業務は岡山市へ移行。食肉衛生検査所は、本所を津山駐在所に移転し、古京分庁舎（現備前保健所）内に、南部駐在所を設置。
食鳥処理の事業の許可等に関する業務所管

平成 7 年 3 月 食肉衛生検査所庁舎を現在地に新築。

平成 11 年 3 月 南部駐在所を廃止し、本所に統合。

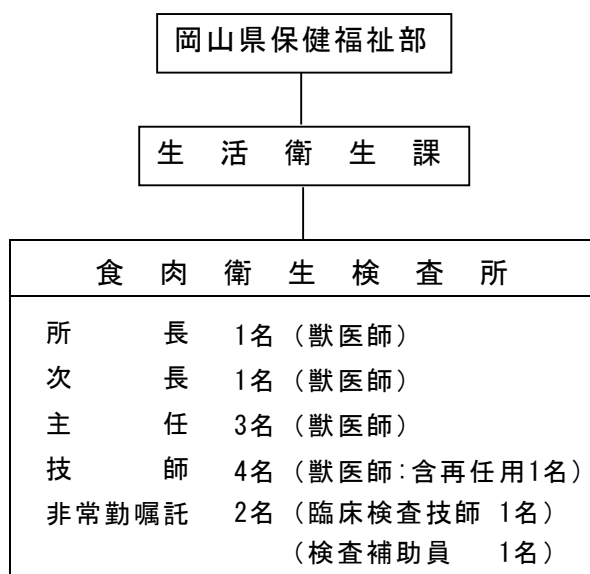
平成 13 年 4 月 倉敷市の保健所政令市移行に伴い、倉敷市内のと畜検査業務は倉敷市へ移行。

平成 13 年 10 月 全国一斉に BSE 検査開始

平成 15 年 1 月 事務所内に伝達性海綿状脳症検査室を整備。

3 組織及び機構

平成 29 年 4 月 1 日現在



県組織における位置づけ

岡山県行政機関条例(昭和 31 年岡山県条例第 36 号)

第 2 条 と畜検査及び食鳥処理の事業の許可等に関する事項を分掌させるため、津山市に岡山県食肉衛生検査所を設置する。

4 業務内容

岡山県行政組織規則(昭和 41 年岡山県規則第 32 号)第 158 条

- (1) と畜検査に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。
- (3) 食肉衛生に係る調査研究に関すること。
- (4) その他食肉衛生に関すること。

5 所長決裁の範囲

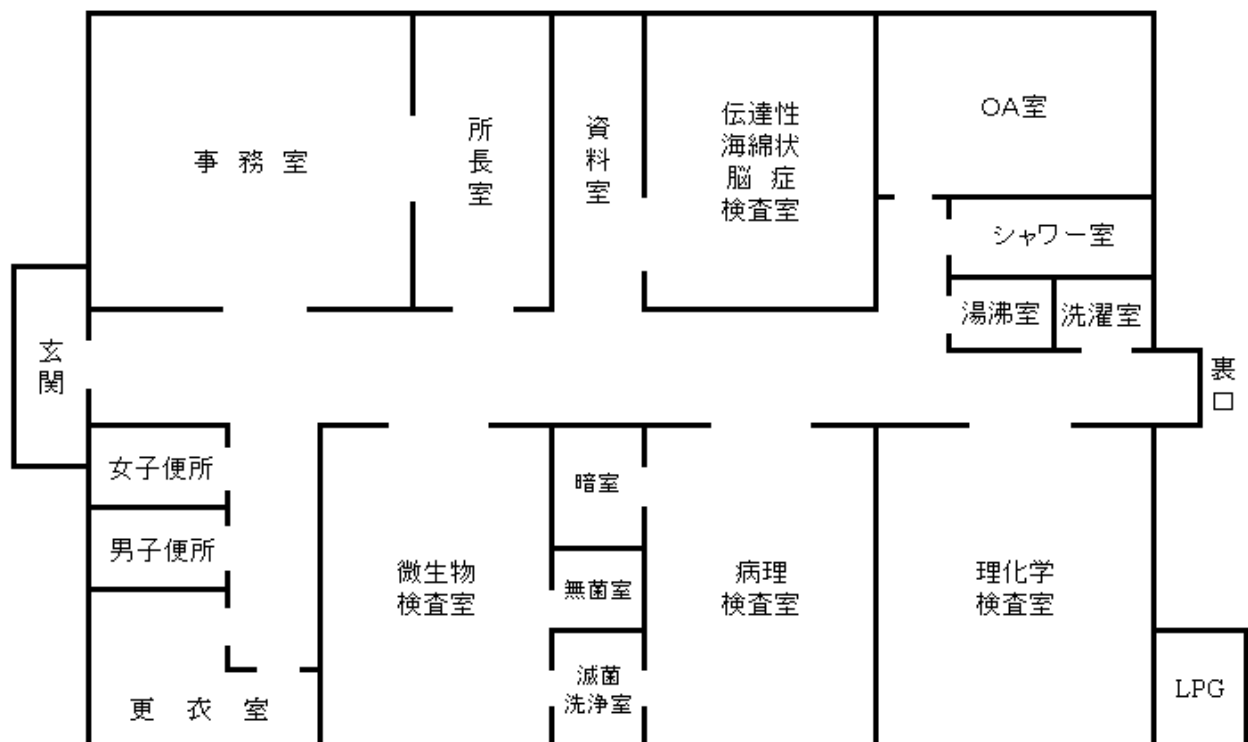
岡山県事務処理規則(昭和 44 年岡山県規則第 55 号)別表第 3

- (1) 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の施行に関する事務と畜場及び食鳥処理場に係る業務に限り、
 - ① 報告の徴収、臨検検査又は収去(第 28 条)
 - ② 食品等の廃棄及び危害除去に必要な措置命令(第 54 条)
- (2) と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)の施行に関する事務
 - ① と畜場の構造設備等の変更届に伴う処理(第 4 条)
 - ② 衛生管理責任者又は作業衛生責任者解任の命令(第 8 条、10 条)
 - ③ と畜場以外の場所によとさつ届の処理等及び取扱方法等の指示(第 13 条)
 - ④ と畜場等における獣畜等の検査(第 14 条)
 - ⑤ 獣畜の疾病等による措置命令等(第 16 条)
 - ⑥ 報告の徴収又は立入検査(第 17 条)
 - ⑦ と畜場の施設の使用制限又は使用停止(第 18 条)
 - ⑧ とさつ又は解体の業務停止の命令又は禁止(第 18 条)
 - ⑨ と畜場外の獣畜をとさつできる地域の指定及び許可(と畜場法施行令(昭和 28 年政令第 216 号)第 4 条)
 - ⑩ と畜場外への持出しの許可(と畜場法施行令第 5 条)

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）の施行に関する事務

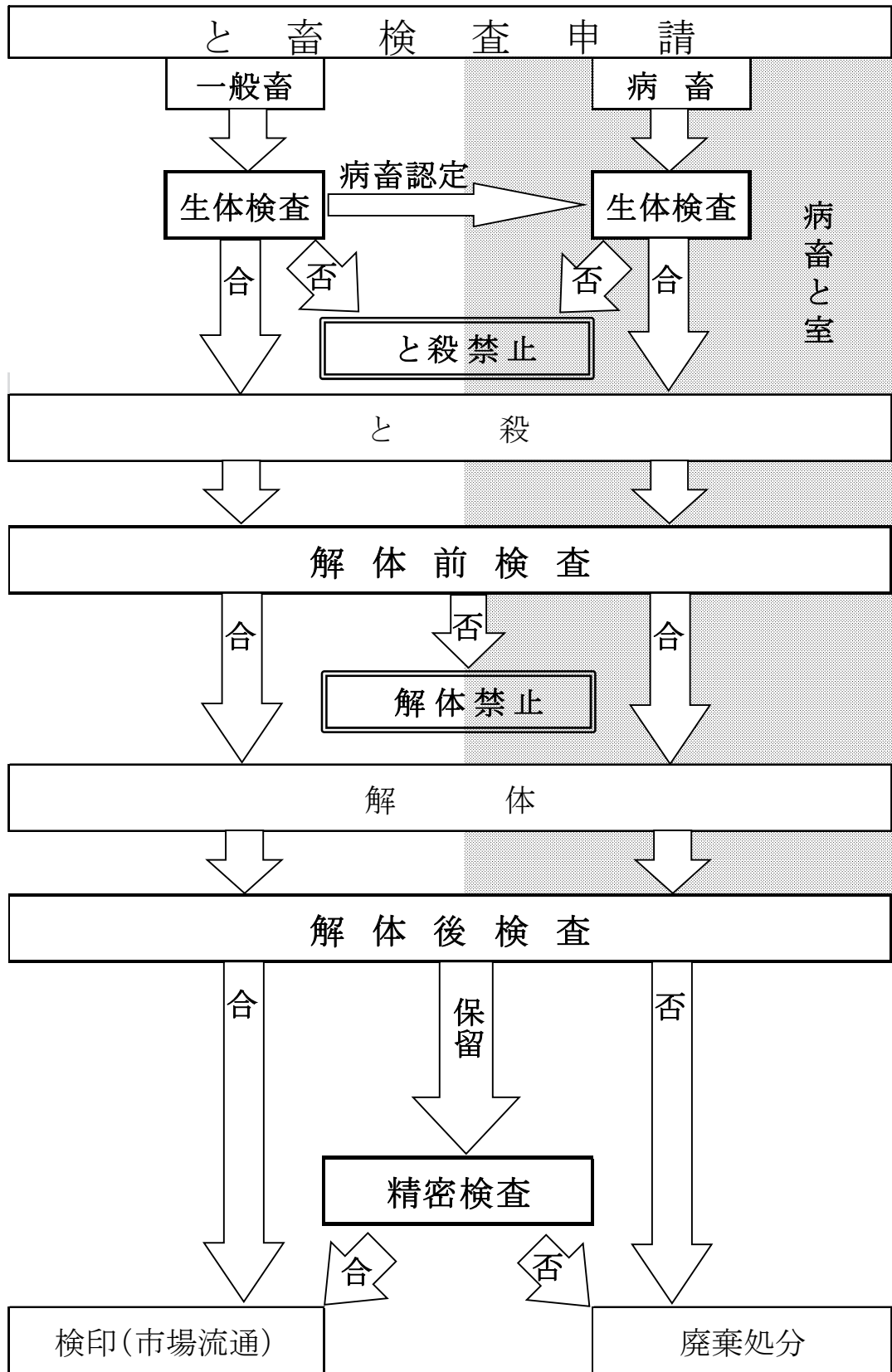
- ①事業の許可及び食鳥処理場の構造等の変更の許可（第3条、第6条）
- ②事業の許可の取消し、停止命令等（第8条、第9条）
- ③食鳥処理衛生管理者解任の命令（第13条）
- ④小規模食鳥処理業者の確認規程の認定、変更の認定、食鳥処理衛生管理者の解任及び確認の状況の報告の徴収（第16条第1項、第2項、第6項、第7項）
- ⑤収去のための持ち出し（第17条）
- ⑥廃棄等の措置（第20条）
- ⑦食鳥処理業者等からの報告の徴収、食鳥処理場等への立入検査等（第37条、第38条）
- ⑧届出食肉販売業者の届出の受理（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第32条）

6 平面図



敷地	1,416.00㎡
庁舎	鉄筋コンクリート造り平屋建て 307.25㎡
車庫、倉庫	鉄骨造り平屋建て 63.72㎡

7 と畜検査の流れ



8 所管と畜場及び食鳥処理場の状況

(1) と畜場の状況

平成 30 年 3 月 31 日現在

と畜場番号	2
名称	津山市食肉処理センター
開設者	津山市
経営又は管理者	(一社) 津山食肉処理公社 理事長 大下 順正
所在地	津山市国分寺9-1
許可年月日	昭和53年12月25日
能力規模	大動物 47頭 小動物 50頭
電話	0868-26-1097

(2) 食鳥処理場の状況

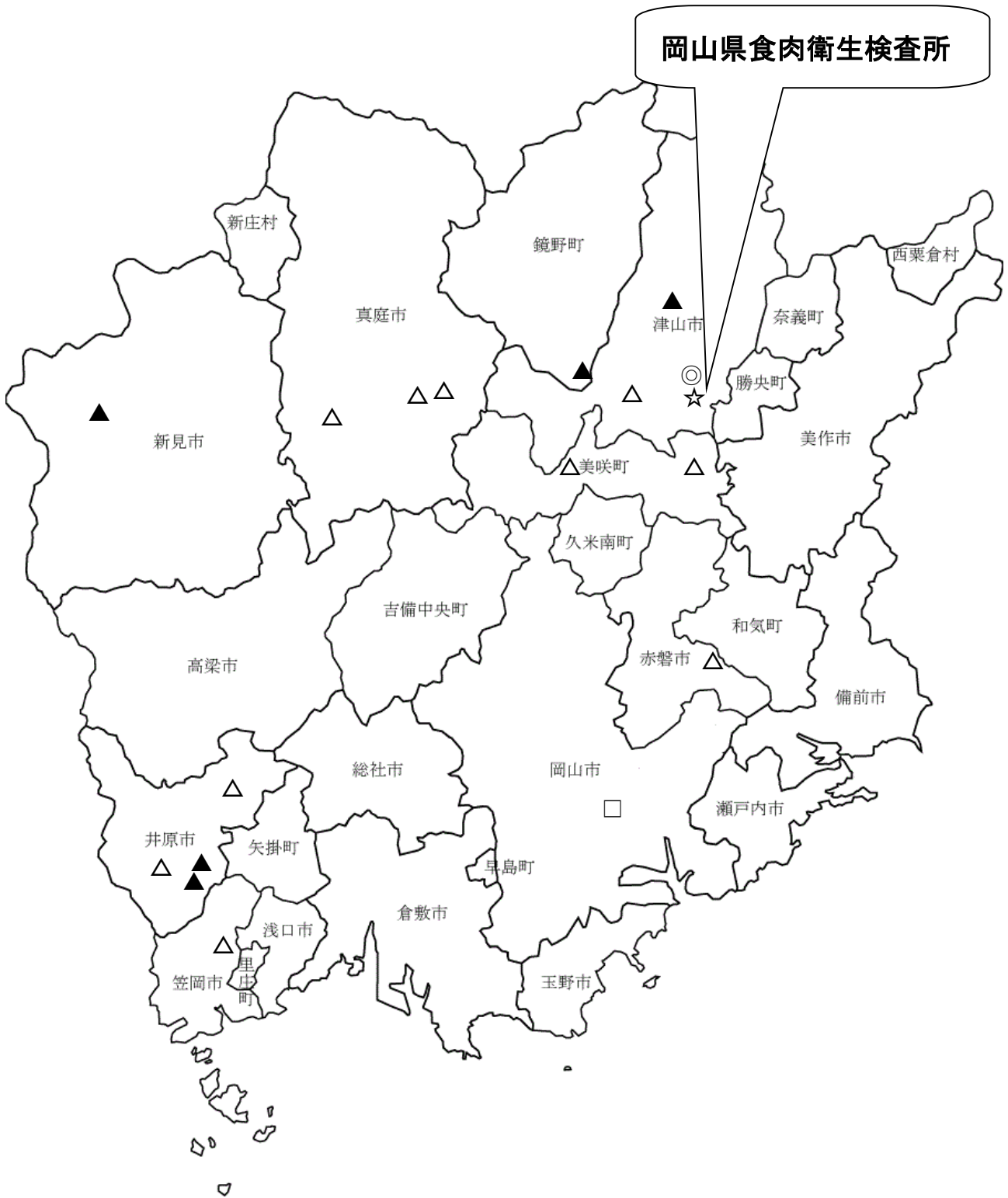
平成 30 年 3 月 31 日現在

番号	管轄 保健所	業 者 名	所 在 地	開設年	種 類	年間処理 計画羽数
1	備前	末藤 寛之	赤磐市	1992	鶏	20,000
▲ 2	備中	荒川 秀雄	井原市	2016	鶏	1,200,000
▲ 3		(有)力食鳥	井原市	2007	鶏	2,400,000
4		高原 正弘	笠岡市	1992	鶏	24,000
5		(有)藤枝食鳥	井原市	1992	鶏あ七	94,020
6		山本 隆	井原市	2002	鶏	19,000
▲ 7		備北	(株)ウェルファムフーズ	新見市	2001	鶏
8	真庭	(有)松岡鶏肉店	真庭市	1992	鶏あ七	174,810
9		松田 秀夫	真庭市	1992	鶏	15,100
10		太田 繁	真庭市	1992	鶏	3,900
▲11	美作	(株)ヤマショウフーズ	津山市	2005	鶏	1,000,000
▲12		(株)グリーンポーター	苫田郡鏡野町	2012	鶏	5,460,000
13		(有)とりせん	久米郡美咲町	1992	鶏あ	300,000
14		(有)吉森商店	津山市	1994	鶏	14,000
15		山城農産(株)	久米郡美咲町	2015	あ	210,000

※ 番号の▲は検査対象施設を、種類の「あ」はあひるを、同「七」は七面鳥をいう。

※ 食鳥検査業務は、指定検査機関に委任している。

9 検査所及びと畜場、食鳥処理場の配置（岡山県管轄分）



※ □岡山県庁 ☆食肉衛生検査所 ◎と畜場 △食鳥処理場（▲は検査対象施設）